

那霸市教育委員会会議録

令和5年度（2023年度）第19回（定例会）

署名人 仲本千佳子

教育長 山城良嗣

開催日時 令和6年（2024年）1月29日（月） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時08分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席者

[教育長・教育委員]

山城良嗣教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員

[事務局職員]

【生涯学習部】稻福喜久二部長、安次嶺博志副部長

(総務課) 平良美夏課長、稻森恵子副参事

【学校教育部】名嘉原安志部長、石川泰江副部長

(学校給食課) 牧野成人課長、徳嶺克志主任主事

(学校教育課) 松原伸一課長、仲宗根司副参事、新垣寿志指導主事、高里浩主任主事、備瀬純子副参事
仲村海主任主事

議事日程 ※日程1及び日程4は非公開案件。ただし、日程1については委員の委嘱後に公開。

- 1 議案第33号 学校給食運営審議会委員の委嘱について 【学校給食課】
- 2 議案第34号 那霸市学校運営協議会規則制定について 【学校教育課】
- 3 議案第35号 那霸市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について
【学校教育課】
- 4 報告1 県費負担教職員の内申に関する教育長の専決について 【学校教育課】

山城教育長 それでは、令和5年度第19回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は議案が3件、報告1件となっております。議事録の署名は、仲本委員にお願いします。

まず、会議の非公開について諮りたいと思います。議案第33号は、個人に関する情報が含まれるため、また、報告1については、人事に関する案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。ただし、議案第33号については、会議録は委員の委嘱後に公開したいと思います。議案第33号及び報告1を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開（委嘱後公開）～

山城教育長 それではこれより審議に入ります。議案第33号「那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。学校教育部長 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 議案第33号「那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について」でございます。提案理由を申し上げます。那覇市学校給食運営審議会委員の任期満了に伴い、那覇市学校給食運営審議会規則第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要がありますので、この案を提出いたします。詳細については、学校給食課よりご説明いたします。

山城教育長 それでは学校給食課、お願いします。

牧野課長 ご説明いたします。那覇市学校給食運営審議会は、令和元年11月に設置され、任期満了に伴う2回目の改正となります。1ページ目の名簿をご覧ください。今回、任期満了に伴い、委員15名全員の委嘱を行うものでありますが、15名中、新規の委員は5名、10名の方が再任となっております。

新規の委員は、3番目の仲間 健 城北中学校校長で、那覇市立小中学校校長会からの推薦となります。9番目、琉球大学農学部准教授の井口 直子 様、専門分野は食育給食管理となっています。12番目の沖縄県環境科学センター 衛生科学部主任技師の渡久地 朝子 様、食品衛生管理の専門家でございます。14番目と15番目は那覇市の学校給食現場から大名学校給食センターの底田 春奈 栄養教諭、首里学校給食センターの平田 綾子 栄養教諭、以上が新規の委員5名でございます。説明は以上でございます。

山城教育長 ただいま学校給食課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願いします。仲本委員、お願いします。

仲本委員 給食運営審議会というのは、主に、どういうことを話し合いますか。

山城教育長 学校給食課、お願いします。

牧野課長 直近ではですね。給食費の適正価格のことを審議していただきました。そのほか、学校給食基本方針ですとか、那覇市の学校給食の諸々ですね。審議のほうをしてもらっております。

仲本委員 分かりました。

山城教育長 規則には、そこまで細かいことは書いてない訳ね。

牧野課長 規則はですね。審議会は、教育委員会の諮問に応じて、学校給食の運営その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとなっております。

山城教育長 大枠ですね。よろしいですか。仲本委員。

仲本委員 はい、分かりました。

山城教育長 安里委員、お願いします。

安里委員 今、関連するんですけれども、審議委員会の役割ということで、例えば方針とか、運営とかって言うものを審議して、これを教育委員会に提言するみたいな、そういうのも役割にあるのかなと、例えば、令和3年6月位に、全面改訂みたいなことがあったのかなと思うんですけど、そういう役割も担っているということでしょうか。

牧野課長 そうですね。基本方針の全面改訂もやりましたし、今回も給食費の改定のほうもですね。審議会で議論していただいて、教育長に提言するといいますか、そういう報告もやっております。

山城教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 何か、ちょっと興味があったのは、全面改正したというのは、どういう意味で全面改訂したのかというのは、また、どこかでお話が聞ければなと思いました。以上です。

山城教育長 ほか、どうですか。よろしいでしょうかね。それでは議案第33号「学校給食運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第33号「学校給食運営審議会委員の委嘱について」は、議決いたします。ありがとうございました。それでは、ここで会議の非公開を解きます。

～ 非公開 ～

山城教育長 続いて、議案第34号「那覇市学校運営協議会規則制定について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 議案第34号「那覇市学校運営協議会規則制定について」、那覇市学校運営協議会規則を別紙のとおり制定します。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、同条第1項の規定する学校運営協議会の設置その他協議会について、必要な事項を定めるため、この案を提出いたします。詳細につきましては、学校教育課より説明いたします。

山城教育長 それでは学校教育課、お願いします。

高里主任主事 それではご説明いたします。お手元の資料1ページ目から5ページ目までが、規則の案になります。6ページ目に法律の条文を掲載しております。それでは条項に従つてご説明いたします。

まず第1条、那覇市学校運営協議会規則第1条、こちらは趣旨となっております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会の設置等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、定義。第1号から第5号まで、この規則における用語の意義を定めております。まず第1号の対象学校につきましては、法第47条の5、第2項第1号のほうに対象学校として当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校と定めております。その定義を引用しております。あと、以下は、こちらに記載されているとおりでございます。

続いて第3条、設置。こちらは教育長が指定する学校ごとに協議会を設置することとしております。また、2以上の学校に1の協議会設置も可能としております。指定する場合は、あらかじめ校長の意見を聞くこととし、第3項で、指定した場合は当該学校へ通知することとしております。

続いて第4条、協議会の運営方針。協議会は、学校運営に対する保護者及び地域住民等の支援や協力の促進、それと学校の運営の改善、さらに、児童生徒の健全育成に努めることとしております。

ページを開いていただきまして、第5条から第7条までは、協議会の役割として規定しております。

まず、第5条、承認事項。法第47条の5、第4項に、校長は学校運営に関して、教育課程の編成のほか規則で定める事項について、基本的な方針を作成し協議会の承認を得なければならないとして、規定されております。こちらは規則のほうで、第1号から第4号までは、規則で定める承認事項としております。

続いて第6条、意見の申し出。法第47条の5、第7項に、協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関して規則に定める事項について、任命権者に対して意見を述べることができると規定しております。こちらで規則に定める事項としまして、第1号と第2号を規定しております。第2項のほうで、協議会が任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聞くこととしております。

続いて第7条、評価。こちらは年1回以上、学校の運営状況等について、協議会において評価をしていただくということで規定しております。

続きまして第8条から第10条まで、こちらは委員の任免について規定しております。まず、第8条の第1項で、協議会の委員の人数は7人以内、そしてまた、2以上の学校に1の協議会を設置する場合は16人になります。第2項で委員の区分として、第1号から第7号に掲げる者のうちから教育長が任命することとしております。区分とし

ましては、まず、保護者、地域住民等、こちら地域住民等、定義の方にもありますけれども、対象学校の地域の住民、さらに学校運営に資する活動を行う者としております。第3号で有識者、第4号で社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員、第5号で校長、第6号で学校の教職員、第7号でその他教育長が認める者、と規定しております。

続いて第9条で任期、任期は年度末までとしております。

続いてページをめくりまして第10条が委員の解任、解任する事項について、第1号から第3号まで規定しております。

第11条に役職としまして、会長、副会長を置くこととしております。会長につきましては、当該学校の教職員以外から選出すること、としております。

続いて第12条から第14条まで、協議会の会議について規定しております。第12条で、協議会の会議の招集、会議の成立、議事の可決について規定しております。第4項におきまして、校長自身が定める学校運営に関する基本的な方針の承認につきましては、校長は採決に加わることができないとして規定しております。

続いて第13条、小中一貫全体会議、こちらは小中一貫教育グループ内ですね、連絡調整、情報共有のための会議を開催することとしております。

4ページ目、第14条、会議の公開。第15条で守秘義務等、委員の服務について、規定しております。第16条、指導助言として、設置者である教育委員会が学校運営協議会の適正な運営を確保するために、運営状況の的確な把握、必要に応じた指導、助言、研修の実施、必要な情報提供に努めること、としております。第17条、庶務。庶務は学校において処理する。第18条、補則としまして、教育長への委任規程を設けております。施行期日は令和6年4月1日から施行ということで規定しております。説明は以上になります。よろしくご審議お願いします。

山城教育長 ただいま学校教育課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。仲本委員、お願いします。

仲本委員 凄く、那覇市らしいコミュニティスクールを目指しているのが分かる規定かなと思いました。小中一貫グループの全体会議というのが、本当に、那覇市が今まで目指して来た、地域に根差した教育の協働活動というのに、どうしても、やっぱり、必要なかなどということと、あと、やっぱり、この協議会が2つ以上の学校で持てるというのも、小規模校が、那覇市内は多くなって来ているので、一つの学校だけで中々難しかったり、中学校校区でやろうね、というような、議決をするような地域もあると思うので、そういう形で規定してくださって、凄く柔軟に、協議会が地域ごとに作れるような形で、規定を作っていただけたかなと思います。この中で、恐らく教育現場で、一番心配なのは、自分達に何か、負担が増えるんじゃないのというのが、新しいことをするときにはどこでもそうなるんだと思いますけれど、校長先生が、やらないといけない

ことというのは、ほとんど規定の中にはなくて、精々、校長先生が指名した教職員を協議会のメンバーにするというような相談事ぐらいと、あと、情報提供することということくらいしか、校長先生の規定がないのが、ちょっと、安心しました。教育委員会が大元、責任のもとでやりますよということで、教育長のもとで行われていくという感じなのかなと。あと、心配なのは結局実務のところですね。第17条の庶務、ここは多分凄く、どっちがやるの、誰がやるの、庶務は教頭先生、教務、PTAから出せるの、みたいな。ここが、ちょっと心配。実際に動き出したときに、誰がこう、連絡をするのとか、議事を作つて、実際にこう、みんなから協議課題を集めて議事を前もって回す役、要するに教育委員会の中の総務みたいな、それを誰がやるかということが、一番きっと肝になっていくというか、一番の落としどころ、ザワザワするようなところかなっていうふうに、これを見て感じましたね。これは、特に予算は付かない、一応、聞きますけれど、予算が付きますか。

山城教育長 学校教育課、お願ひします。

高里主任主事 予算としましては、こちらに協議会の委員が、特別職の公務員という身分になりますので、非常勤ですね。非常勤の公務員の身分になりますので、非常勤報酬が発生します。委員に対して、お一人日当ですね、3,000円を今、予定しております。

仲本委員 そうですか。この事務に必要な事務費なんかは、出る予定はありますか。

高里主任主事 各学校ごとに運営協議会を設置するんですけれども、1校当たり、消耗品費として1万円を次年度予算に計上しております。執行にあたっては、教育委員会の事務局のほうで執行する形になります。学校教育課の予算に付きますから。

仲本委員 これだけですか。会議は特に、何回、年に何回という規定はないですか。もうそこは、地域でお任せという形ですかね。

山城教育長 学校教育課、お願ひします。

新垣指導主事 ガイドブックの中に記載しているんですが、8ページ目ですね。その中で、年間スケジュールということで示しているのが、11番です。その中で、年間としては3回の会議を考えております。その中に、5月、2月のところですね。小中一貫全体会議ということで、情報共有の場を設けることができたら良いなということで、そのような形で例として示しています。そういう形で進めて行きたいと考えている所です。よろしくお願ひします。

山城教育長 よろしいでしょうか。仲本委員。

仲本委員 はい、ありがとうございます。

山城教育長 この委員への手当では、会議の出席によってあげる。ということは、会議はこれ以上、学校の都合で増やすわけには、いかないということですか。

高里主任主事 そうですね。那覇市の非常勤報酬条例の支給の条件がですね。月額支給、日額支給、あと、時給と、この3つのパターンしかないものですから、どうしても日当という形

の支給になります。

山城教育長 今は、年3回分の予算を付ける予定でいると。充実すると当然ね。

仲本委員 臨時会議には出ないね。

山城教育長 出て来た時に、何か、ブレーキをかけることになるのかな、今の予定では。ただ、これは少し、スタートしながら場合によっては色々とまた、検討の余地が出て来るのかも知れないね。はい、分かりました。ほか、いかがですか。安里委員、お願ひします。

安里委員 以前にも、学校評議委員というのがありました。今回は学校運営協議会ということで、これを比較して、ちょっと考えてみたんですけど、例えば、学校評議委員でしたら、個人が、校長が推薦をして、学校の経営、運営について、どうですかと、ご意見を聞いていく。でも、これはあくまでも意見であって拘束力はない。どちらかというと。今回は、その学校を、運営協議会ですので、学校の運営方針とかっていうのを、では承認しましょうとか、これはどうなっているのとかですね。あるいは、これに対して、私達、協議会のメンバーとしては、ちょっと要望を出したいなどか、ということを、かなり、拘束力が出てくるというふうに受け止めて良いんですかね。

山城教育長 学校教育課、お願ひします。

高里主任主事 協議会ではやはり、安里委員がおっしゃったように、法律に基づいた一定の権限というのがございます。基本的な運営方針の承認と、あと、校長、あるいは、教育委員会に対して意見を述べることができるということもございますので、その辺は評議委員よりも権限が非常に強くなるという形になります。それを受け、校長、あるいは教育委員会については、その意見を尊重するという形での対応になるかと思います。

安里委員 今は、案を立ててスタートしていくことなので、当然、細かいところまでは、中々難しいとは思うんですけども、となると任命する、どういった方を任命するのかというのは、凄く、何か、校長としては、凄く重要なハラハラ ドキドキというものもあるかも知れないと私は思ってますし、こここの第6条の2番ですかね。協議会は任命権者に対して意見を述べる時は、校長からの意見を聴くとなってくると、教育委員会にも、ちょっと言いにくいんですけど、火の粉を浴びてくる訳ですね。ですから、そのあたりを見た時に、課題を踏まえた職員の任用に関する事項も含まれてくるということになるので、もし、協議会の中で、こういった課題のあるという職員がいたという時に、色々こう、やり取りをして行く中で、ではこれは任命権者の職権として、どうなっているんだということも、今後、可能性が出てくるのかなと思いました。

それから3ページの第12条あたりになって来ると、先程、仲本委員がおっしゃったみたいに、那覇市の特性を生かした、そういった協議会にするということで、小中一貫全体の会議というところが安心しますので、そうなってくると、小中一貫全体の会議の中で、那覇市内は小中一貫の成果と課題みたいのを、きちんと正しくやって行か

ないと、正しい判断が難しくなってくるじゃないかなと思いました。そのあたり、どうですか。

山城教育長　　学校教育課、お願いします。

新垣指導主事　今回、このプランの中では、小中一貫全体会議、小中一貫という言葉は使っているんですが、小中一貫教育の今の取り組みとこれは一緒ではなくてですね。ここは一応、分けていて、小中一貫教育の関係性とか、これまで、今、安里委員がおっしゃられるように、培っていた関係性とか、また、小中の連携を活かして、よりまた共有する場をですね。コミュニティスクール、学校運営協議会でも活かして行って、連携させて進めて行くということを考えていますので、やはり、今、おっしゃったように、小中一貫教育ですね。各地区ごとの児童生徒の実態を踏まえたことを、この議題の中で取り上げて行ったりして、9ヶ月を見通した児童生徒育成するための、地域も含めた取り組みを考えて行くことになると考えております。

安里委員　　今後、これを丁寧に、また、関係の皆さんに、お伝えをしていくという場面が出てくるかと思います。その時には、学校評議委員と、今回の学校運営協議会の違いみたいな、何か、対照表みたいなのがあって、これは拘束力があるとか、これはないとかというのが見えてくると、さらにご理解をいただける場面が出てくるのかなと思いました。以上です。

山城教育長　　ありがとうございました。ほかに、ありますか。学校教育課、お願いします。

松原課長　　安里委員が今おっしゃったように、丁寧な説明が必要かなということで、来週には、次年度、第1期導入を予定しています3校に向けての、説明会を予定しております。

山城教育長　　この学校運営協議会が、学校運営に対して意見を言うことは、もちろん出来るんだけれども、ただ学校経営は、最終的には校長が判断をしてやることなので、その出た意見に、必ずしも従うということではないんですよね。だからこの辺、意見を言う、聞くけど、それを基に校長は考えて、学校運営をして行くというふうに、僕は理解しているので、このガイドブック4ページの4、学校運営協議会の3つの役割の、この団みの3つの下に学校運営の責任者は校長です、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定するものではありません、ということなので、意見はいただきます、でも、最終的には校長の責任で学校運営はやって行きますよといったところは、ハッキリさせておかないと、やっぱり、いけないことなのかなというふうに思いますね。学校教育課、どうぞ。

高里主任主事　このあたりについてですね。学校運営の基本的な方針の承認、協議会のほうで承認を得るんですけども、仮に承認が受けられなかった場合についても、校長は学校運営を進めることはできます。ただ、協議会という組織なので、そういう協議会、法律に基づいた機関も尊重したうえで、なるべく話し合いの場を設けて、お互いに近づけるような形で、最終的には意見をまとめて行きたいと思います。

山城教育長 意見をもらっても聽かなくていいということではなくて、性質として、どんなものなのかといったものは、ハッキリさせておかないといけないのかなと思っていたので、もちろん、承認を得られない計画を立ててしまうのも、いかがなものかといったところが、当然、出てくるだろうと思うので、今、学校教育課からあったように、しっかりとその部分の意見を擦り合わせながらすすめていただきたいなというふうに思います。ほか、どうですか。二木委員、お願ひします。

二木委員 第3条の言葉がちょっと分からなかつたので、聞きたいんですけど。1ページです。那覇市立の小学校及び中学校のうち教育長が指定する1の学校、2以上の学校につき1の指定があつた場合にあつては当該指定にかかる2以上の学校、このあたりがちょっと、全然、意味が、私、読み取れなくて、すみません。教えてください。1とか2とか、それは数を言つているんですか。

山城教育長 第3条の補足説明を、学校教育課、お願ひします。

高里主任主事 法律では、各学校ごとに協議会を置くということになっています。基本はですね。ただ、複数の学校、例えば、こちらに小中一貫教育を施している学校であつたり、お互いに連携をすることが必要と思われる学校については、複数の学校に1つの協議会を置くことも考えていることになっております。

山城教育長 二木委員、どうぞ。

二木委員 小中一貫に関しては、先程のガイドラインの話があつたので、何となく分かつたんですが、小中一貫以外で、その連携って、2つの学校ですね。想定している訳ですか。那覇市のようなところでも。

山城教育長 学校教育課、お願ひします。

新垣指導主事 例えれば、今の例としては来年度、スタートするのが、城北中学校、城北小学校、大名小学校の3校でスタートして、それぞれの学校で学校運営協議会があります。例えば、こちらの3校の学校が、長い間、充実してきて、それぞれの学校で学校運営協議会という話し合いの場を設けていることを、中学校区、この3校を1つの話し合いの協議会として、まとめて行こうというような意見が出て、それが合意された場合は、この城北中学校、城北小学校、大名小学校ひとつの学校運営協議会という話し合いの場に代えて行くということで、将来的には可能だという形で、この規則は作成されています、ということになっています。

山城教育長 二木委員、よろしいですか。

二木委員 将来構想ですか。

新垣指導主事 そうです。

山城教育長 あくまでも、小中一貫の、このグループをまとめて1、というのを、今は想定していると。ただ、この規則からいくと、仮に、2つの小学校を一緒にやろうよと言つた時、1つの協議会を設置することも、オーケーということにはなるんですね。

新垣指導主事 そうですね。

高里主任主事 複数の学校、2以上の学校に協議会を置くことについては、また、文科省の省令で具体的に定められておりまして、その中のひとつに小中一貫教育というのも決められております。

山城教育長 仲本委員、お願いします。

仲本委員 具体的に、例えば天妃小学校と上山中学校なんかも、敷地が隣と言うか、ほぼ同一敷地内じゃないですか。ほぼPTAも被っているので、ああいう所なんかは、やっぱり、同じ校区内でも天妃小学校と開南小学校では、同じ中学校区ですけれど、天妃小学校と上山中学校のほうが、PTA的にも凄く連携が取りやすい。物理的にも、ということがあるので、例えばこの2校で立ち上げて、また、開南小学校は、開南小学校だけで最初は立ち上がるというのもあるのかなと思ったりもしましたけれどもね。神原中学校も神原小学校とは良く連携取りやすいので、そういう形になるのかなと、2校でもあるのかなとは思いましたけれどもね。

山城教育長 何か、コメントありますか。学校教育課、お願いします。

新垣指導主事 スタートはまず、小中一貫グループを活かして行くということを、学校教育課として考えておりまして、導入を進めて行く中で、今のようなことも、可能ではあるということです。ただ、それは、どちらがいいのかということを検討しながらですね。今後の要素を検証しながら、ということになります。

山城教育長 あくまでも教育長が指定して、という形になっているので、学校同士がやろうよ、やろうよと言って、出来るというモノにはなっていないということです。あくまでも、本当に、広い視点から考えて、教育委員会教育長のほうが最終的には判断する。ただ、今、想定しているのは、小中一貫グループですよということは、想定として置いてあります、ということです。ほか、どうですか。補足がありますか。

高里主任主事 よろしいですか。今の、2以上の学校に1の協議会を置けるということについて、文部科学省の、省令のほうでですね。まず1つ、ただし書きに規定する2以上の学校の運営に關し、相互に密接な連携を図る必要がある場合として、文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とするとして、3つあります。まず1つが、同一の教育委員会の所管に属する小学校及び中学校において、学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合、とあります。小中一貫教育です。2つ目に、同一の教育委員会の所管に属する中学校及び高等学校において、学校教育法第71条の規定により、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合、とあります。これは中・高になります。3つ目に、こちらのほうがですね。同一の教育委員会の所管に属する小学校及び当該小学校に在籍する児童のうち、多数の者が進学する中学校において、これらの学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合、その他

教育委員会においてその所管に属する 2 以上の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合ということで、限定されたものとなっています。

仲本委員 やっぱり、小中一貫ですね。

二木委員 小はない。

山城教育長 小はないんだね。

仲本委員 小中一貫ですね。

山城教育長 さつきの上山中学校と天妃小学校が、この 3 番目のケースになるんだ。

仲本委員 そうですね。

山城教育長 ほか、どうでしょうか。山城委員、お願いします。

山城委員 今、お聞きしますと、城北小学校と城北中学校と大名小学校、必須ではないんですか。協議会の設置は必須ではない。必ず設置しないといけない、ということではないということですか。

仲本委員 まずは、ということですよね。

高里主任主事 那覇市内の全学校にということですか。

山城委員 はい。

高里主任主事 はい。本来であれば、学校ごとに設置するということですけれども、教育委員会としましては、段階でですね。徐々に増やして行きながら、最終的には全学校に設置ということになります。なので、法令上、学校ごとに置くとして定めてしまうと、全学校に、一度に置かないといけなくなりますので、教育長が指定するということで、少しワンクッション置いてですね。教育長が指定した学校に置くとして、定めた形になっています。

山城教育長 山城委員、お願いします。

山城委員 もう 1 点、ガイドブック 4 ページですけれども、先程、教育長がお話したことですが、4 つのマルの 1 番目、学校運営の基本方針を承認する、とあるんですけど、モンスター・ペアレンツといわれるような、そういう方が、何もかも反対すると言い出したらどうなるんだろうと、今、ちょっと、そういう気がしたんですけど。このあたりは回避できますか。今、規則読んでも、そういう定めが書かれていませんよね。どうなんでしょうか。

山城教育長 学校教育課、お願いします。

仲宗根副参事 先程、安里委員からも同じような、内容としては違いますが、なので、現状においても、学校評議会ですけれども、この評議会からある程度、承認等の権限を持った学校運営協議会になる際には、そういう意味も含めてですね。地域の住民等、学校長から推薦をまずいただいて、教育委員会が任命するという、このプロセスのほうで、ある程度、どういった方を学校としても委員として推薦しますよ、というところです。規則の中で、どんな人は入れられないみたいな書き方は、どうしてもできないので、

やはり、委員として推薦する際に、学校としても、この方は一緒に自分の学校の経営方針だったり、運営を一緒に、企画して運営していくということで、賛同できる、一緒にすすめられる人材の推薦というのが、一番大切なところになるのかなと思います。このガイドブック、今、追加で配布していますので、こちらのほうで、ひとつおりですね。規則の前段になる、なぜ、コミュニティ・スクール、学校運営協議会が必要なのか、とかですね。今の、3つの権限、委員からご質問がありました、委員というのは、どんな方を具体的には紹介していますかというところと、図示で、組織図のほうで、二木委員からもありました、まず単体で見る協議会のほう、こちらがまず全部になります。この中に、今年度として1つの協議会に2校以上が入るということで、委員からご質問があった、1つの協議会に2校以上というところが、会議としては1つなんですけれども、1校単位で作るのを那覇市としてはイメージしているんですけれども、この運営協議会、1つに対して、2校、3校で1つの運営協議会を作った場合でも、形としては、同じ運営協議会のスタイルになりますよ、ということが、こちらの図示ですね。

山城委員 すみません、ページで言ってもらえますか。

二木委員 ページがない。

山城教育長 多分、見ているものと違うのではないか。

仲本委員 持っているものとページが違う。

仲宗根副参事 7ページになっています。7ページの学校運営協議会組織図というのが、こちらが学校運営協議会の、先程の規則に出ていたイメージ図となります。委員がいてですね。学校運営協議会というのがあって、左側になります、委員は教育委員会が任命して、となっています。

仲本委員 休憩、お願いします。

山城教育長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

山城教育長 それでは再開します。この件について、ご質問、ご意見等ございますか。それでは、議案第34号「那覇市学校運営協議会規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第34号「那覇市学校運営協議会規則制定について」は、議決いたします。ありがとうございました。

続けて、関連しますね。議案第35号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 議案第35号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」でございます。提案理由を申し上げます。那覇市学校運営協議会規則制定に伴い那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出いたします。詳細につきましては、学校教育課より説明いたします。

山城教育長 それでは学校教育課、お願いします。

高里主任主事 それでは議案第35号ですね。1ページ目のほう、新旧対照表ですね。改正前、改正後を記載しております。この学校運営協議会は既存の学校評議委員の機能を兼ねるため、学校運営協議会を設置された学校には、学校評議委員を置かないことが出来る旨を規定するものです。短いですので、読み上げます。

「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を次のように改正する。学校評議委員第30条の2 校長は学校評議委員を置くものとする。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づき、学校運営協議会が置かれている学校については、この限りではない。」この下線部分を加えることの改正でございます。こちらも学校運営協議会規則と同じように施行を令和6年4月1日からしております。以上でございます。

山城教育長 ただいま学校教育課から説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等ございますか。安里委員、お願いします。

安里委員 改正をするというのは、適切な手続きを取っていくという、今後の手順というか、今回、教育委員会会議に諮って、次は例えば、いろんな人からまた意見を聞くのか、あるいは、これは決まったので、そのとおり行きますよということで、パッと流していくのか、どういうふうにやっていくのかなと思いまして。

山城教育長 学校教育課、お願いします。

松原課長 この場で、教育委員会会議で決まつたら、そのとおりすすめていきたいと思います。

山城教育長 よろしいですか。それでは質問等、ほかに、ないようですので、議案第35号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしと認めます。議案第35号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」は、議決といたします。お疲れ様でした。

それでは、ここで、再度、会議を非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

～ 非公開 ～

山城教育長 非公開を解きます。以上を持ちまして、令和5年度第19回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

案件の審議結果

議案第33号	学校給食運営審議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第34号	那覇市学校運営協議会規則制定について	原案どおり可決
議案第35号	那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決